

自家増殖の見直しに関する経緯

(1) UPOV条約について	1
(2) 農業者の自家増殖について	2
(3) 現在までの経緯	3
(参考)	8

食料産業局知的財産課

平成28年3月30日

農林水産省

(1) UPOV条約について

UPOV条約の概要

UPOV(ユポフ)条約は1968年に発効し、締約国は全世界で74カ国・地域(EU及びアフリカ知的財産機構を含む)

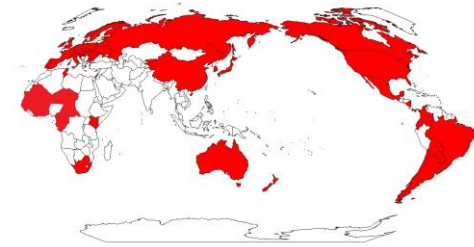
(Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales: 植物の新品種の保護に関する国際条約)

目 的

植物新品種を育成した者の知的財産権を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより、植物育種を促進し、公共の利益に寄与することを目的とする。

このため、UPOV条約においては、新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間、内国民待遇などの基本的原則を定めている。

UPOV加盟国(74カ国・地域)



(参考)農業者による自家増殖に関するUPOVの解説文書(抜粋)

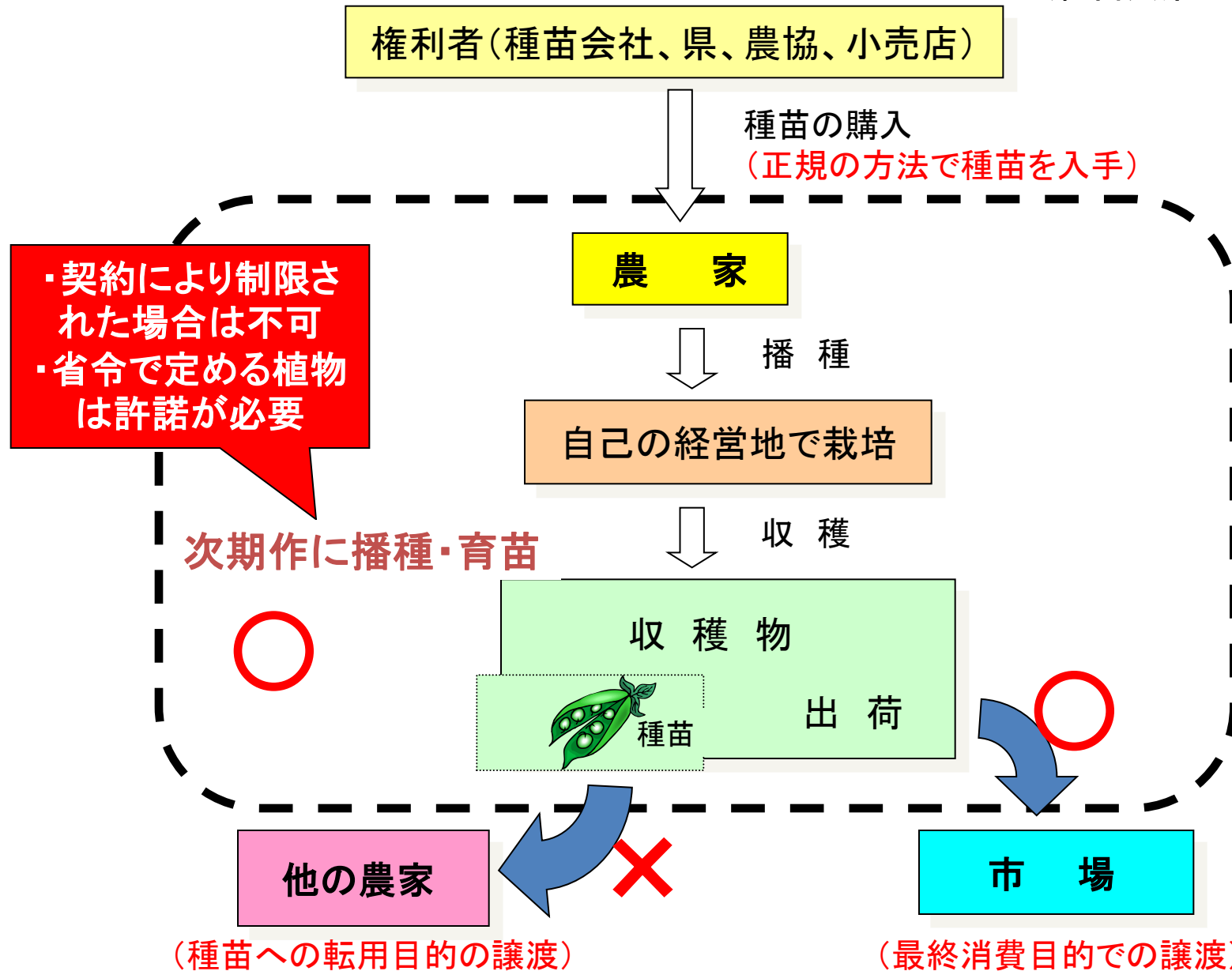
・その国において、収穫物を次作の種苗として用いるために残しておく農業上の習慣がある作物を対象とすることを意図。そのような習慣がない農作物、園芸作物にこの例外規定を適用することは適当ではない。
・栽培技術、育種や増殖手法、経済発展に応じ、本例外規定の運用が必要となることも想定され、それが可能となる規定とすることが適当。

	91年条約(新条約) 締約国数:55(2016.3現在)	78年条約(旧条約) 締約国数:19 (2016.3現在)
保護対象植物	全植物(締結後10年間の猶予)	24種類以上
育成者権の及ぶ範囲	種苗、収穫物	種苗のみ
農業者の自家増殖	各国の任意で、農業者の自家増殖を育成者権の例外とすることが可能。	規定なし。 許諾が必要な増殖行為を商業販売目的の場合に限定。
育成者権の存続期間	登録から20年以上 永年性植物は25年以上	登録から15年以上 永年性植物は18年以上
東アジア各国の加盟国と加盟年	<u>日本(1998年)</u> ← 韓国(2002年) シンガポール(2004年) ベトナム(2006年)	<u>日本(1982年)</u> <u>中国(1999年)</u>

※UPOVには新・旧の条約が併存しており、保護対象・権利の範囲等が異なる

(2) 農業者の自家増殖について

(種苗法第21条第2～3項)



(3) 現在までの経緯①

平成10年種苗法改正

(改正前)

自家増殖には品種登録の効力が及ばない。

(注) 種苗の増殖のうち、有償譲渡を目的としないものには、品種登録の効力が及ばない。

自家増殖のうち、次のいずれかの場合には、育成者権の効力が及ぶ。

- ① 省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗
(バラ、カーネーション等23種類)
- ② 契約で別段の定めをした場合
(注) ①の23種類は、許諾契約による自家増殖の制限が定着していた植物

(参考) UPOV91年条約における農業者の自家増殖の取扱い

「各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、……いかなる品種についても育成者権を制限することができる。」(第15条(2))

平成16年「植物新品種の保護に関する研究会」報告

将来的には、自家増殖には原則として育成者権を及ぼすことを検討すべき。

当面は、順次、**育成者権の効力が自家増殖に及ぶ植物を追加**していくことが適當。

自家増殖に育成者権の効力を及ぼすことにより、

- ・新品種の育成者の正当な利益を確保し、新品種の育成を促進して、農業の国際競争力を強化
- ・一方で、生産現場の混乱や安定的な種苗供給への支障の懸念

平成18年種苗法施行規則改正

育成者権の効力が自家増殖に及ぶ植物の種類を拡大 23種類 → 82種類
パイナップル、おひつるらん、ほんしめじ等を追加

(3) 現在までの経緯②

平成18年「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」報告

平成16年研究会で「将来的には、自家増殖には原則として育成者権を及ぼすことを検討すべき」とされたことを受け、自家増殖に関する制度改正に向けた**具体的な検討**を開始すべき

具体的な検討を開始するに当たっては、
自家増殖に関する現状の把握、関係者の意見調整を進め、
農業者への普及・啓発等により、**農業生産現場の混乱が生じない環境整備**が必要
特に、自家増殖の**現状把握は、植物の種類ごとに個別・具体的に調査・検討**する必要

平成20年度「農業者における種苗の自家増殖に関する実態調査」

農業者へのアンケート調査、産地での意見交換会を実施するとともに、有識者の検討会で検討（委託調査）

多様な生産者への制度普及の必要性

- ・自家増殖に関する制度の内容を知っていた農業者の割合は、42%（アンケート調査結果）
- ・農協生産部会に未加入の農業者には、十分に周知が進んでいない可能性
 - 許諾が必要な品種について、誤って自家増殖してしまうおそれ

種苗の安定供給が困難な状況を踏まえた検討の必要性

- ・自家増殖を行う理由として、54%が「必要な種苗の量の確保」と回答
- ・果樹では43%、花きでは55%が、「購入種苗の品質に問題があったことがある」と回答
- ・優良な系統の選抜が行われている場合もある

(3) 現在までの経緯③

平成20年度の実態調査においては、

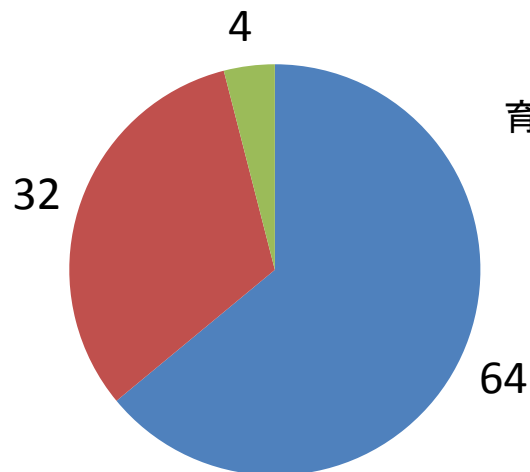
- ・多様な生産者への制度普及の必要性
- ・種苗の安定供給が困難な状況を踏まえた検討の必要性 等が指摘された。

平成21年度の育成者権者へのアンケート調査では、**育成者権者の32%が**、「自家増殖に育成者権の効力を及ぼすことを**望まない**」との回答であった。

自家増殖の扱いについて、
一律に判断することは困難

今後の検討の基礎資料として、
平成21年度の調査結果等より
許諾契約による自家増殖の制限が定着している植物等を整理

自家増殖の扱いについての 育成者権者の意向



育成者権者へのアンケート調査結果(平成21年度)
自家増殖に育成者権の効力を及ぼすことについて
(回答数合計 391)

■ 望んでいる(64%)

■ 望まない (32%)

■ 無回答 (4%)

(3)現在までの経緯④

平成25年「植物新品種の保護・活用に関する懇談会」報告

自家増殖に関する問題については、

- ・育成者権の効力を及ぼす植物の種類を増やすべき。
- ・品種保護の強化は必要だが、植物の種類ごとに慎重な検討が必要。
- ・育成者権者が種子の販売を別の業者に許諾している場合等においては、農業者と直接許諾契約をしていないので、契約による自家増殖の制限が困難。
- ・自家増殖に関する制度の農業者へのさらなる普及・啓発が必要。



以上を踏まえ、

現在までの実態把握の取組みを継続し、**植物の種類ごとの実態を十分に勘案した上で、**
自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物の範囲の拡大について検討することが必要。



(3)現在までの経緯⑤

平成26年 種苗業界からの主な意見

○日本種苗協会

- ・平成20年度調査の属性区分が不十分だったことから、育成者権者の属性(生産者、企業、公的機関)を区分し、集計・分析を行うべき。
- ・野菜については、一般的に種子繁殖性とされるものの、挿し芽等による栄養繁殖が可能なトマト、レタス等を優先し、育成者権の効力が及ぶ対象植物にすること。

○日本果樹種苗協会

- ・果樹生産者の自家増殖は、品種混乱、ウイルス感染、違法増殖や種苗法遵守理解の遅れ等の要因となっており、禁止範囲の拡大を要望する。なお、果樹新品種の普及においては、既存樹の高接ぎによる試作後に苗木購入に踏み切る果樹生産者の例もあり、「高接ぎ」=「穂木入手」への規制・育成者権行使のあり方には工夫と生産者の理解が必要である。

○全国食用きのこ種菌協会

- ・きのこの大量増殖は、農業生産法人(工場生産)による場合が多く、自家増殖が特に問題となる品種は、なめことひらたけの他、ぶなしめじ、はたけしめじ、えのきたけ、まいたけ、エリンギである。
- ・きのこ類の自家増殖禁止範囲の拡大を要望。

○全国新品種育成者の会

- ・果樹の育種には長い時間と費用がかかるが、高接ぎによる自家増殖が認められており、育種家には許諾料がわずかしか入らない。果樹の自家増殖禁止範囲の拡大を要望。

UPOV91年条約 第15条

(1) (義務的例外) (略)

(2) (任意的例外)

前条の規定にかかわらず、各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、農業者が、保護される品種又は前条(5)(a)の(i)若しくは(ii)に規定する品種を自己の経営地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用するができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができる。

種苗法第21条(育成者権の効力が及ばない範囲)

(第1項 略)

2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りではない。

3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

4 (略)

種苗法施行令第5条

法第二十一条第二項の政令で定める者は、農業を営む個人又は農地法(略) 第二条第三項に規定する農業生産法人とする。

種苗法施行規則第16条

法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。 <別表第3で、ばら、カーネーション等82種類の植物を規定>

自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物(82種)

参考資料

野菜 (4種類)	おもだか属、ししうど属(とうきを除く)、スマランサス属、せいようわさび属
果樹 (3種類)	パパイヤ属、まつぶさ属、マルピーギア属
草花類 (53種類)	アガスタケ属、アルストロメリア属、アンゲロニア属、イソトマ属、いわだれそう属、ヴァーレンベルギア属、エオニウム属、エクサクム属、エボルブルス属、エリンギウム属、オドントグロッサム属、おりづるらん属、オンシジウム属、かすみそう属、カトレア属、ガーベラ属、カランコエ属、カリシア属、グラプトペタルム属、クレマチス属、ジゴカクタス属、シンビジウム属、スカエウオラ属、スコパリア属、セネキオ属(シネラリア属を除く)、セントポーリア属、ソリダゴ属、ソリダステル属、たつなみそう属、ちぢみざさ属、チューリップ属、ディアスキア属、ディーフェンバキア属、ディサ属、デンドロビウム属、とけいそう属、なでしこ属、ノラナ属、はえとりぐさ属、ビデンス属、プラティア属、プレクトランツス属、ペチュニア属、ペラルゴニウム属、ヘレボルス属、ほうせんか属、まるばびゆ属、まんねんぐさ属、ローマかみつれ属、らっきょう×きいいとらっきょうとの交雑種、らっきょう×やまらっきょうとの交雑種、かきつばた種、カーネーション種
観賞樹 (19種類)	あじさい属、アデニウム属、えごのき属、エルウァタミア属、きだちるりそう属、げっけいじゅ属、シンフォリカルポス属、セルリア属、たばこそう属、つた属、デイコ属、ディジゴテカ属、ドウランタ属、パキラ属、ばら属、ひさかき属、ルクリア属、ポインセチア属、ゆすらうめ種
きのこ (3種類)	しいたけ種、はなびらたけ種、ほんしめじ種

注:本表は、最新逐条解説種苗法の109頁を参考に作成。正確には施行規則別表第3を参照のこと。